

産業・建設常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成18年第5回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件及び請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月8日、委員出席のもと、所管課長の出席を求め、開催しております。

それでは、議案第76号 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定誘致企業の立地に伴う経費を基金として延長して保管するために提案されたものであります。

審査に当たり、商工観光課長から現在の条例は平成18年12月28日で失効するが、指定誘致企業である日鍛バルブ株式会社がこの時期までに進出する見込みがないため、2年間延長させていただくものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、進出先である寺泉の用地の管理はどなたが行っているのか、現状を見てきたところ、柳などが生えておったが、もう少ししっかりした管理を要請するか市の方での対応はないのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、年に1ないし2回草刈り作業をやっているが、日鍛バルブ株式会社が地元の企業に依頼しており、現場の状況等については地元の方から商工観光課に連絡をいただくようにしている。なお、柳などが生えている件に関し

ては、会社の方に話をして対応していただく形にしたいとの答弁を受けたところでございます。

また、委員からは、日鍛バルブの誘致に関して交渉経過と最近の動きはどうなっているのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、7月に社長さんがおいでになり、地元の方々を含め、現場視察をされたほか、10月に市の方から会社を訪問して話し合いをさせていただいた。また、11月に会社の専務さん、総務部長さんがおいでになり、その際に、見通しとして3ないし4年後に進出を考えたいとの話があった。これまでは具体的な年数が出たことはなかったと聞いているので、ぜひ期待したいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、日鍛バルブの誘致に関しては相当年数がたっていて、市民の皆様も心配しているが、会社の専務さんの話では、見通しとして3ないし4年後をめどに進出したいと考えているとのことでもあり、期待を込めて進出を待ちたいので本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 長井市下水道条例及び長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、消費税法の一部改正に伴い、使用基本額において消費税相当額を含む総額表示に改めるため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、平成16年4月1日から消費税総額表示が義務化され、経過措置として平成19年3月31日までは従来のものでも容認されていたが、経過措置期間が終了するため条例改正を行うものである。なお、条例改正に当たっては、これまでの計算方法と料金が同じになるように条例の料金表を小数第2位までの表示とした。また、外税方式の計算システ

+

ムから消費税相当額を含んだ計算システムに移行するには多額の経費を要することから、現在のシステムを利用して納入通知書の出力内容を変更することで、少額の経費での対応が可能となった。本条例は平成19年4月1日から施行するため、市民皆様への周知期間を考慮して12月定例会に提案させていただきたいものであるとの説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、本案は消費税法の一部改正に伴うものであり、上水道使用料についても本議会に改正案が提案されており、利用者の皆様への説明に遺漏がないようお願いをしながら本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 長井市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税法の一部改正に伴い、水道料金等において消費税相当額を含む総額表示に改めるため提案されたものであります。

審査に当たり、水道事業所長から、消費税法の一部改正により平成16年4月1日から消費税相当額を含んだ総額表示が義務化されたが、現在の条例は税抜き価格の規定になっているため、条例別表に定める料金表等において消費税相当額を含む総額表示に改めるものである。なお、料金表の円未満の端数については、これまでの料金算定と差異が生じることのないようにするためであり、請求金額に1円未満の端数を生じた場合は条例の規定に基づいて切り捨てているとの説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、本案は消費税法の一部改正に伴って条例改正が必要となったものであり、基本的に消費税に反対してきたが、実際の運用に当たってはやむを得ないものであるため、本案に賛成であるとの意見が出されたところ

であります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 長井市木材製品利用住宅建築奨励助成金制度の創設について申し上げます。

本請願は、置賜「地材地住」ネットワーク会長、磯部庸徳氏ほか4組織から提出されたものであります。本請願の趣旨とするところは、県内の景気は緩やかに回復しつつあるが、住宅着工戸数は低水準で推移しており、中小建築業界にとっては依然として厳しい状況にある。このような中、山形県や県内の一部市町村では、地元産の木材を活用して地元建築業者が住宅を建築する場合に利子補給や助成金交付を制度化している。このような制度は住宅産業並びに林業の活性化を図るために多大の効果を期待できるものであり、については長井市民が地域産の木材を使用して市内の建築業者に依頼をして住宅建築を行う場合に助成金が受けられる長井市独自の木材製品利用住宅建築奨励助成金制度を創設していただきたいというものであります。

審査に当たっては、詳細な内容をお聞きするために農林課長にも出席を求めたところであり

ます。

質疑に入り、委員からは、近年では小国町と飯豊町で制度化しているとのことであるが、金額など詳細についてどうなっているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、両町とも助成金交付制度については要綱で定めており、補助額は30万円が上限となっている。なお、小国町は小国産木材使用に限定して期限を設けていないのに対し、飯豊町は町内産木材及び県内産木材の全部または一部使用とし、平成18年から20年までの時限つきの要綱となっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、もし長井市で本制度をつくった場合、どのような方法が考えられるかと

の質疑がなされ、農林課長からは、もしという仮定の話であるが、関係課と協議し、さらに議員皆様にご審議をいただきながら、単に地元産木材を使用したからというのではなく、長井市としての景観を統一するための住宅建築やバリアフリー住宅の建築に地元産木材を使用した場合に助成をするという方法が考えられるのではないかとこの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、助成制度をつくった場合に、住宅新築の場合と増改築の場合の助成金の格差はどうかとの質疑がなされ、農林課長からは、小国町や飯豊町の例を見ると、新築か増改築とかというのではなく、木材を使用した金額による上限となっているようだとこの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、林業を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。また、山形県では県土の8割を占める山林の保全を目的とした新税創設の動きがあり、これは県民一人一人が荒廃しつつある山林の保全にかかわっていただきたいとするものだと思っている。今回の請願については、木材の利活用につながるものであり、地域の活性化、経済効果も見込めるものである。本請願採択に賛成である。また、本請願は、地元産木材の需要及び建築業界が衰退していることから地元産木材を使用して地元の建築業者に住宅建築を依頼した場合の長井市独自の助成金制度を創設していただきたいとするものであります。過去に市行造林として植林した成長木を活用することにより、住宅産業ともに経済効果は大きいものがあると考えられることから、本請願採択に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第76号 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、請願第5号 長井市木材製品利用住宅建築奨励助成金制度の創設についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第7、議案第76号 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第78号 長井市下水道条例及び長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第79号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、請願第5号 長井市木材製品利用住宅建築奨励助成金制度の創設についての1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第5号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

+ ○大沼 久議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔予算特別委員長。

(渋谷佐輔予算特別委員長登壇)

○渋谷佐輔予算特別委員長 おはようございます。

今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第82号 平成18年度長井市一般会計補正予算第4号を初め特別会計補正予算1件、水道事業会計補正予算1件の合計3議案につきまして、審査いたしました経過と結果について、ご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る12月11日に開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、2名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査が行われたところであります。

詳細につきましては、議長を除く全員で構成

する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過などについて述べることを省略させていただき、後刻会議録によりご承知おきくださいますようお願いを申し上げます。

なお、細部審査終了後に議案第82号の7款1項2目商工振興費について、説明がまちまちであるため取り扱いを協議してほしい旨の議事進行が提出されました。議会運営委員会で協議が行われ、提案者の市長に対して財団法人民間都市開発推進機構、民間、長井市がそれぞれ1対1対1の割合で予算執行するよう要請したところ、「それに従います」との発言があったため、採決に当たってはそのことを十分踏まえて表決するよう議会運営委員長から報告を受けたところであります。

採決の結果、議案第82号 平成18年度長井市一般会計補正予算第4号、議案第83号 平成18年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号、議案第84号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第3号の3件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分意を用いられ事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第11、議案第82号 平成18年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第82号の1件について、予算特別委員長